愛媛県報

令和８年11月４日水曜日　第760号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○ 知事指定薬物の指定……（薬務衛生課）… 689
○ 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……（障がい福祉課）… 689
○ 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知……（森林整備課）… 689
○ 保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示……（　〃　）… 689
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（砂防課）… 690
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……（　〃　）… 690
○ 指定居宅サービス事業の廃止……（南予地方局地域福祉課）… 691

告　　示

○愛媛県告示第1114号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第１項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和８年11月４日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　薬物の名称

⑴　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン及びその塩類

【通称名】５－ＭｅＯ－ＭＥＴ

⑵　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン及びその塩類

【通称名】Ｎ－Ｄｅｓｅｔｈｙｌ－ｐｒｏｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ

⑶　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル　２－フルオロベンゾエート及びその塩類

【通称名】２－Ｆ－ｔｒｏｐａｃａｉｎｅ

２　指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第２条第６号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

３　効力発生の日

令和８年11月５日

○愛媛県告示第1115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和８年11月４日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　　称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指　定　日	委託をした日	委　託　期　間
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地	子ども療育センター利用料金の収納業務	令和８年９月30日	令和８年10月１日	令和８年10月１日から令和11年９月30日まで

○愛媛県告示第1116号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和８年11月４日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市九川乙307の４から乙307の６まで、乙307の８、乙316の８

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1117号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和８年９月29日愛媛県告示第1010号）に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要

旨を告示する。

令和８年11月４日

愛媛県知事　中　村　時　広

1(1)　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明である通知の相手方	備　考
東温市松瀬川字本谷乙327の15	音田生産森林組合	森林所有者

(2)　保安林として指定された目的

水源のかん養

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不分明又は所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明である通知の相手方	備　考
東温市松瀬川字本谷乙344	大　石　重　吉	森林所有者
東温市松瀬川字本谷乙327の15	音田生産森林組合	森林所有者
東温市松瀬川字本谷乙298	曽我部　ハ　ツ	森林所有者
東温市松瀬川字本谷乙301	大　石　満　義	森林所有者
東温市松瀬川字本谷乙309の1	渡　部　重　義	森林所有者
東温市松瀬川字本谷乙328	大　野　　勝	森林所有者

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第１項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和８年11月４日

愛媛県知事　中　村　時　広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名　称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名　称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大込385－Ⅰ－866(1)	喜多郡内子町臼杵（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	大込385－Ⅰ－866(1)	喜多郡内子町臼杵（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
今岡口422－Ⅰ－1356(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	今岡口422－Ⅰ－1356(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石積422－Ⅰ－1357(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	石積422－Ⅰ－1357(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川登C422－Ⅱ－61(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	川登C422－Ⅱ－61(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び内子町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1119号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項及び第９条第８項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和８年11月４日

愛媛県知事　中　村　時　広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名　称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名　称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大込385－Ⅰ－866(1)	喜多郡内子町臼杵（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	大込385－Ⅰ－866(1)	喜多郡内子町臼杵（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
今岡口422－Ⅰ－1356(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	今岡口422－Ⅰ－1356(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石積422－Ⅰ－1357(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	石積422－Ⅰ－1357(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川登C422－Ⅱ－61(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	川登C422－Ⅱ－61(1)	喜多郡内子町大瀬東（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び内子町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1120号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和８年11月４日

愛媛県南予地方局長　大　﨑　陳　洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
四国医療サービス株式会社	四国医療サービス株式会社　大洲営業所	愛媛県大洲市東大洲985番地４	令和８年10月31日	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売